## 平成 21年度練馬区消防団運営委員会 (第1回) 要点記録

1 日 時

平成 21 年 12 月 24 日 (木) 午後 1 時 30 分~ 2 時 30 分

2 会 場

練馬区役所庁議室

- 3 議事内容
- (1) 開会

危機管理室長

[委員紹介など]

本日は諮問「消防団による児童等への総合防災教育の効果的な推進方策はいかにあるべきか。」についての審議である。

(2) 委員長挨拶

委員長

お忙しいところありがとうございます。

今年もいろいろと災害があった。大災害には自助・共助で対応することが効果的であり、地域防災力の向上が大事である。 今回の諮問事項は、まさにみなさん消防団員の知識と経験を地域に還元し地域防災力を向上させることである。よろしくご検討いただきたい。

- (3) 議事
  - ① 都知事の諮問について「資料1]
  - ② 諮問に対する検討(案)[資料2]

光が丘消防署警防課長

[資料1][資料2]読み上げ

委員

答申案2ページにある「教育関連資格保有団員」の状況は。

光が丘消防署警防課長

光が丘消防団については定員 180 名のうち、保育士 1 名、教員 1 名、クラブ指導者 6 名という状況である。

委員

答申案 2 ページにある学生消防団員の有効活用について、学 生消防団員の登録数を教えてほしい

光が丘消防署警防課長

光が丘消防団については昨年度2名、今年度1名。なお、卒業した1名は東京消防庁に入庁した。

委員

次世代の方々が消防団員の経験をふまえて実績を積まれることはよいことだと思う。保育士等の数は目標より少ないと感じる。彼らがどうしたら消防団に入団し防災教育を推進していけるのか検討することが課題だと思う。

委員

答申案3ページにある「児童生徒への指導成果の発表機会」 とは、具体的にどういうものか。また、児童の方からの発表の 機会はあるのか。

光が丘消防署警防課長

今年度の消防操法大会において、中学生が消防団とともに放 水演技を行った。また、自動販売機の転倒を想定した救出も一 緒になって演技披露した。参加した生徒から周りの生徒へもよ い影響があったと感じている。ある町会の防災訓練でも同様に 実施し、参加した PTA からも非常によい感触を得た。

委員

小中学生に対する防災教育は災害対応のためによいことだと思う。小中学生は地域に根付いているが、高校生・大学生・専門学校生は地域から離れていくことが多い。その辺の課題をどう考えるか。

光が丘消防署警防課長

小中学生は消防との接点がある。高校生・専門校生に対して も、いま行っている普通教命講習の活用から広がっていくとよ いと思う。

練馬消防署長

管内の都立練馬工業高校では、卒業までにほぼ全員が上級救命講習を受講し、ボランティア登録まで行っている。特定の学校ではあるが、こうした事例もあり、東京消防庁としても今後小中学校のみならず高校にも働きかけをおこなっていく考えである。

委員

「参考」資料として提示されている「総合防災教育体系」に ついてうかがいたい。小中学生について応急処置の仕方や身の 守り方などが到達目標として入っているが、これは学校のなか で行うのか、地域の別のプログラムなのかうかがいたい。

光が丘消防署警防課長

お手元の「参考」資料は、幼稚園から社会人に至るまでの総 合防災教育の体系を示している。幼稚園から小学校低学年まで は自助、それ以降は自助と共助を到達目標としている。授業と あわせ防災訓練などの接点を利用している。

委員

幼稚園・保育園・小学校などの避難訓練の際に、応急処置な ど助け合いの部分を身につけていけるとよいと思う。

委員長

ほかにご意見がないようなので、以上で議事を終了する。 次回の委員会では、今回の審議を受けて、答申案の最終審議 を行いたい。

## (4) 報告

① 前回の練馬区消防団運営委員会の答申について「資料3]

安全・安心担当課長

前回の諮問事項は、「地域防災力向上のために都民に対して行う防火防災指導の推進策はいかにあるべきか」であった。これについて当委員会で平成19年度に2回、20年度に2回審議し、今年2月10日の平成20年度第2回練馬区消防団運営委員会で決定した。そこで、3月10日付けで資料3のとおり都知事あてに答申を行った。

② 火災・救急等の概要 [資料4]光が丘消防署警防課長 [資料4] について説明

③ 住警器あんしん窓口の開設について [資料5]

安全・安心担当課長

「資料5]について説明

委員

あんしん窓口の開設について区民へどのように周知するか。

安全·安心担当課長

区報とホームページで周知を図る。各施設では配布用のビラ を配置する。

委員

窓口ではどのような相談が多いか。

光が丘消防署警防課長

おもな例としては、取り付ける位置、冷房機との位置関係、 吊り下げでもよいのかなど。窓口では実機でご説明をしてい る。

委員

住宅用火災警報器設置の義務付けというところに不安をお 持ちの方もいる。効果性についても啓発しているのか。 光が丘消防署警防課長

火災死亡者の8割は住宅火災であり、その5割は発見の遅れ によるという統計をパンフレットを用いて示し、早く知ること が次の対処につながると説明している。

委員

来場者数が多いということで、消防署・消防団・区が普及に努めていることは分かる。来年4月の目標をどのくらいに考えているのか分からないが、100%に近いものを求めるべきである。区報等の呼びかけをだいぶ行っていると思うが、もう一工夫ないのか。我が家だけは火事を出さないという思い込みから火災になることもある。

光が丘消防署長

3 署とも追い込み体制に入っているところである。光が丘署についてはローラー作戦を展開している。戸別訪問を行い、不在世帯についてもファクスで連絡をもらうようにしている。そして世帯ごとのカルテを作成し、反復訪問している。いまは、共同住宅を重点対象としている。

委員

防災訓練にしても参加する人は意識が高い。参加して来ない 人に周知することが重要。この問題も同じなので、ローラー作 戦を理解する。共同住宅は大家さんへの働きかけが大事。ぜひ よろしくお願いする。

④ その他

(なし)

(5) その他

(なし)

(6) 閉会

光が丘消防団長

## [3消防団長を代表して挨拶。]

本日ご多忙のなか出席ありがとうございます。住宅用火災警報器については、火災死亡者、とくに高齢者の死亡を減らすために重要である。今秋に民生委員が高齢者世帯を訪問した際に、意外と住宅用火災警報器が付いていなかった。媒体だけでなく人から声をかけることが大事と思う。われわれも練馬区の

安全・安心のために頑張る所存である。今日はよいご意見を聞かせていただいた。三団で力を合わせていく。

## 危機管理室長

次回の委員会の日程は、2月1日(月)午後2時を予定している。以上で本日の消防団運営委員会を終了する。本日はありがとうございました。